

基礎研 レター

最近の自然災害の状況

災害・防災、ときどき保険(1)

保険研究部 主任研究員 安井 義浩

(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—はじめに

我々の日常には、様々な災害がおきている。気象災害や地震・噴火災害など人の手におえないものもあれば、自動車事故や航空機事故、大規模な火災などのように、相当以上に人為的なものもある。あるいは戦乱・テロのようなあえて人間に被害を与えることを目的とするような活動もある。

いろいろある中で、主に自然災害に対して、日ごろからどういう体制で備えているのか、実際の災害の現場、その後の復旧などの局面では誰がどう対応できるのかを見ていきたい。誰が、というのは、国や都道府県がどのように助けてくれるのか、個人として対応すべきことはなにか、そして保険や共済がどの場面でどう役に立っているのか、といったようなことに触れて行きたい。

まずは、自然災害といっても、どんなことが過去起こっていたのか、みていくことから始める。

さっそく最近の気象現象・地震などの発生状況を一覧にしようかと思ったのだが、あまりにも多すぎる！実際、地震についてみると、小規模のものを含めればほぼ毎日、日本のどこかが揺れているということになっている¹。

というわけで、一定の規模以上のものに限ることにしよう。

1 | 顕著な災害を起こしたことにより、気象庁により「命名」されたもの

地震や豪雨等の規模、被害が大きい場合には、それを気象庁が命名することにより、

「共通の名称を使用して、過去に発生した大規模な災害における経験や貴重な教訓を後世代に伝承するとともに、防災関係機関等が災害発生後の応急、復旧活動を円滑に実施することが期待される」

(気象庁HPより)

という考え方がとられている。

¹ 地震情報 (各地の震度に関する情報) 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jp/quake/>

【気象庁が命名した地震・火山現象】²

	名称	期間・現象等 ※
1	チリ地震津波	昭和35年5月23日
2	北美濃地震	昭和36年8月19日
3	宮城県北部地震	昭和37年4月30日
4	越前岬沖地震	昭和38年3月27日
5	新潟地震	昭和39年6月16日
6	松代群発地震	昭和40年8月3日～
7	えびの地震	昭和43年2月21日
8	1968年日向灘地震	昭和43年4月1日
9	1968年十勝沖地震	昭和43年5月16日
10	1972年12月4日八丈島東方沖地震	昭和47年12月4日
11	1973年6月17日根室半島沖地震	昭和48年6月17日
12	1974年伊豆半島沖地震	昭和49年5月9日
13	1977年有珠山噴火	昭和52年8月7日
14	1978年伊豆大島近海の地震	昭和53年1月14日
15	1978年宮城県沖地震	昭和53年6月12日
16	昭和57年(1982年)浦河沖地震	昭和57年3月21日
17	昭和58年(1983年)日本海中部地震	昭和58年5月26日
18	昭和58年(1983年)三宅島噴火	昭和58年10月3日
19	昭和59年(1984年)長野県西部地震	昭和59年9月14日
20	昭和61年(1986年)伊豆大島噴火	昭和61年11月15日
21	平成3年(1991年)雲仙岳噴火	平成3年6月3日
22	平成5年(1993年)釧路沖地震	平成5年1月15日
23	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	平成5年7月12日
24	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	平成6年10月4日
25	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	平成6年12月28日
26	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	平成7年1月17日
27	平成12年(2000年)有珠山噴火	平成12年3月31日
28	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	平成12年10月6日
29	平成13年(2001年)芸予地震	平成13年3月24日
30	平成15年(2003年)十勝沖地震	平成15年9月26日
31	平成16年(2004年)新潟県中越地震	平成16年10月23日
32	平成19年(2007年)能登半島地震	平成19年3月25日
33	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	平成19年7月16日
34	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日
35	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日
36	平成28年(2016年)熊本地震	平成28年4月14日

※ 地震については、一連の地震活動が始まった日を記載 気象庁HPより

地震の場合には、規模が大きい場合、顕著な被害が起きた場合、群発地震で被害が大きかった場合等に「元号(西暦年)+地震情報に用いる地域名+地震」という名称をつける、とされている。

地震の名称については、学術的に適切かという問題は当然あるのだが、それとは別に被害とその対

² 顕著な災害を起こした自然現象の命名についての考え方 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/meimei/meimei.html>

応の点で、印象が変わってくるので議論を呼ぶことがある。直近では、「熊本地震」で本当にいいのか、大分県も震源となったり相当の被害があったりしたのではないかという議論があった。(が、結局、変更はされていない。) また兵庫県南部地震の震災のことを阪神・淡路大震災と呼ぶ(閣議決定による)。そして、東北地方太平洋沖地震の震災は「東日本大震災」である。

また、たとえば上の表にも「1968年十勝沖地震」というのがあるが、この名前だと、北海道で大きな被害がでている印象が強くなるが、実際には対岸の青森県でも被害は大きかったのである。この場合何が問題になるかという、政府の対応や義捐金のあて先などが北海道内の市町村に集中してしまい、青森県側では復旧が遅れたというような実態があったとされている。地震の命名、あるいは報道に関しては、実際に復旧に向けた支援に影響があるので、地震のメカニズムや地理の都合だけではない慎重な検討が必要だということになったようである。

豪雨、豪雪、台風のような気象現象については、下の表のようなものが起こっている。

【気象庁が命名した気象現象】

	名称	期間・現象等
1	洞爺丸台風	昭和29年9月(台風第15号)
2	狩野川台風	昭和33年9月(台風第22号)
3	宮古島台風	昭和34年9月(台風第14号)
4	伊勢湾台風	昭和34年9月(台風第15号)
5	昭和36年梅雨前線豪雨	昭和36年6月24日～7月10日
6	第2室戸台風	昭和36年9月(台風第18号)
7	昭和38年1月豪雪	北陸地方を中心とする大雪
8	昭和39年7月山陰北陸豪雨	昭和39年7月18日～19日
9	第2宮古島台風	昭和41年9月(台風第18号)
10	昭和42年7月豪雨	昭和42年7月7日～10日
11	第3宮古島台風	昭和43年9月(台風第16号)
12	昭和45年1月低気圧	昭和45年1月30日～2月2日
13	昭和47年7月豪雨	昭和47年7月3日～13日
14	沖永良部台風	昭和52年9月(台風第9号)
15	昭和57年7月豪雨	昭和57年7月23日～25日
16	昭和58年7月豪雨	昭和58年7月20日～23日
17	平成5年8月豪雨	平成5年7月31日～8月7日
18	平成16年7月新潟・福島豪雨	平成16年7月12日～13日
19	平成16年7月福井豪雨	平成16年7月17日～18日
20	平成18年豪雪	平成18年の冬に発生した大雪
21	平成18年7月豪雨	平成18年7月15日～24日
22	平成20年8月末豪雨	平成20年8月26日～31日
23	平成21年7月中国・九州北部豪雨	平成21年7月19日～26日
24	平成23年7月新潟・福島豪雨	平成23年7月27日～30日
25	平成24年7月九州北部豪雨	平成24年7月11日～14日
26	平成26年8月豪雨	平成26年7月30日～8月26日
27	平成27年9月関東・東北豪雨	平成27年9月9日～11日

(気象庁HPより)

命名されるような大きな規模としては、顕著な被害（損壊家屋等 1,000 棟程度以上、浸水家屋 10,000 棟程度以上など）が起きた場合とされ、名称は「その都度適切に判断して」決められている。豪雨災害の場合は、被害が広域にわたる場合が多いので、地震と違ってあらかじめ画一的に名称の付け方を定めることが難しいことによるようだ。

2 | 「災害救助法」が適用された災害

災害救助法という法律名は、なにか災害があるたびに報道でも耳にすることが多いものだろう。この法律の目的は、

「災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」（災害救助法第 1 条）

というものであり、避難所の供与、食料・飲料水の供給、医療、被災者の救出、などの救助を行う。最近適用を受けた自然災害と地域（実際は市町村等単位で適用されるが、ここでは都道府県までにとどめた。）は下の表のようになる。

なお生命保険の場合、災害救助法の適用地域では、保険料払込猶予期間が 6 か月延長されるなどの救済措置が適用されることが多い³。損害保険ではそれに加え、1 年更新の契約が多いからか、契約更改手続きが 6 か月延長されるなどの措置も適用される。各共済事業や少額短期保険会社でもほぼ同様の対応がなされている。

【災害救助法の適用（H26 年度以降）】

適用日		災害名	適用市町村のある都道府県
H26(2014)	7. 9	平成26年台風8号接近に伴う大雨	長野県・山形県
	8. 3	平成26年台風12号	高知県
	8. 9	平成26年台風11号	高知県・徳島県
	8.17	平成26年8月15日からの大雨	京都府・兵庫県
	8.20	平成26年8月19日からの大雨	広島県
	9.27	御嶽山噴火による被害	長野県
	11.22	長野県神城断層地震	長野県
	12. 8	12月5日からの大雪	徳島県
H27(2015)	5.29	口永良部島噴火	鹿児島県
	9. 9~10	平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県・栃木県・宮城県
	9.28	平成27年台風21号	沖縄県
H28(2016)	4.15	熊本地震	熊本県
	8. 3、30、31	平成28年台風10号	北海道、岩手県
	10.21、24	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県
	12.22	糸魚川市における大規模火災	新潟県

（内閣府HP⁴の記載を、筆者が一部簡略化して作成）

³ 東日本大震災時の東京都などは災害救助法の適用を受けたものの、大量の帰宅困難者の発生という事情なので、保険料猶予期間の延長対象とはなっていない、といったケースもある。

⁴ 災害救助法の適用状況 内閣府HP http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3 | 自衛隊の「災害派遣」があった災害

また、もうひとつ別の見方をあげると、自衛隊法の適用により、災害派遣の要請があったような事例をみても、以下のようなものになる。

自衛隊法では、自衛隊の行動につき定められており、「防衛出動」をはじめ 20 以上の項目が列挙されているが、その一つに「災害派遣」がある。これについては、

「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる、」とされている。

【災害派遣（H26 年以降の陸上自衛隊の例）】

	時期	事象・要請事項等	要請元の都道府県
H26(2014)	2.15~2.23	平成26年2月大雪	埼玉、山梨、東京、群馬、宮城、長野、静岡、福島
	3月	山林火災	茨城
	4月	山林火災7件	岩手、北海道2、山形、大分、栃木、群馬
	4月	鳥インフルエンザ発生	熊本
	5.17	行方不明者捜索	北海道
	5月	山林火災7件	岩手3、埼玉、兵庫、熊本、東京
	~6月	緊急患者空輸(4月:18件、5月:11件、6月:16件)	沖縄
	6.17	不発弾処理3件	沖縄2、福岡
	6月	山林火災2件	青森、兵庫
	8.20~9.11	土砂災害における人命救助	広島
	8月	大雨における人命救助2件	兵庫、京都
	8月	給水支援	高知
	8.2	不発弾処理	沖縄
	9.27~10.16	御嶽山噴火	長野
	9.11	断水のため給水支援	北海道
	11.23	長野県北部を震源とする地震	長野
	12.6~12.11	大雪	徳島
H27(2015)	1.18~1.20	鳥インフルエンザ2件	佐賀、岡山
	2.2~2.3	暴風雪に伴う孤立地域解消のための除雪支援	北海道
	3月	(沖縄県における不発弾処理累計35000件)	
	4.28~4.29	山林火災	秋田
	3.31~4.2	山林火災	長野
	5.9	不発弾処理	大阪
	5.7	山林火災	北海道
	5.29~6.1	口永良部島における噴火	鹿児島
	H26.9.27~H27.8.7	御嶽山における行方不明者捜索への支援	長野
	9.10~9.19	関東・東北豪雨	茨城
H28(2016)	1.25~2.1	大雪等による給水支援	島根、福岡、宮崎、長崎、佐賀、大分、鹿児島、広島
	4.14~5.30	熊本地震	熊本・大分
	10月	(第15旅団による緊急患者空輸9000回任務実施)	

陸上自衛隊HPより、筆者が一部簡略化して表作成

陸上自衛隊の派遣例をみると、被害が実際にでたというよりは、山林火災の消火活動とか、不発弾処理、鳥インフルエンザ発生時の物資輸送など、自衛隊にしかできない危険な処理とか、一般の人々が被害を受ける地震時の支援に比べて特殊な任務が多いようである。また、海上自衛隊の派遣については、逐一の事例がまとまって公表されていないようなので、表にはしなかったが、東日本大震災での救援物資の輸送、海難事故における救出活動や、離島における急患輸送などを年間数百件規模で行なっている。さらに航空自衛隊も、台風・豪雨・豪雪・地震などによる被災地への支援・防疫、遭難者の救出活動、重傷患者の空輸、民家・山林火災の消火など、年間 100 件以上の災害派遣を行なっている。

2—おわりに

さて今回は、日本における自然災害のうち、いくつかの視点で「規模の大きな」ものが、これまでどんなものがあつたかをみて頂ければよいのだが、ほとんど毎年なんらかの災害が発生しているといつてよい。自然災害については、発生する時期の予想や規模などの点で、人の手で完全に克服できるとは思えない。しかし、国や都道府県、自衛隊などの機関の体制整備が相当程度なされており、それは今でも何かあるたびに、被害を教訓とするなどして改善されている途上にあるようだ。大きな災害に見舞われないうちに、次回から、そうした防災体制の整備状況や、あるいはそのひとつとしての保険・共済の役割などについて、改めてみていくことを予定している。